

## 第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）（案）にお寄せいただいた御意見及び県の考え方

○ 県民意見の募集期間：令和2年1月20日（月）から令和2年2月19日（水）

○ 県民意見の募集：2名 2件

番号	記載事項	御意見等	県の考え方
1	P.48,49 e 捕獲数の設定	P.48,49 e 捕獲数の設定 各捕獲実施団地での年間捕獲許可数を原則として1～4頭の間で設定する。 <追加意見> 数字が一人歩きするので、「捕獲許可数は、実態に合わせ設定する。もしくは、10頭以下とする。」という表現に。 ※理由としては、現場からの意見としては、許可が少ない、おりないという強い意見がある。つまり、実態にあってない、というのが山村の意見。	捕獲数は、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（カモシカ編）に基づき、カモシカの行動圏(100ha程度)と考えられる範囲を1団地とし、その1団地当たりの捕獲数を1~4頭で設定しています。 カモシカはなわばりを持つ動物であり、同じ行動圏内に生息するのは最大4頭程度であるとされていますので、それに従って捕獲頭数を1~4頭としています。
2	P.50 イ 錯誤捕獲	近年当地区（中信地区）では狩猟期でのカモシカの見撃情報が以前と比較すると少なくなっており生息数が減少傾向にあるのではないかと考えています。 ニホンジカなどと比較すると繁殖率も低くあまり減少傾向が長く続く事には懸念を持っています。 その一つの原因に、ニホンジカ、イノシシを捕獲する罠への錯誤捕獲も原因の一つではないかと考えています。もちろん錯誤捕獲は直ちに放獣はしますが、捕獲時に足を痛めてしまうことが多くあります。 近年ニホンジカからの防護のため防護柵が張り巡らされ、一旦柵の内側に入ってしまうと現地放獣をしても何度も捕獲されてしまうこととなります。足を痛める可能性も高くなりますし、農作物被害も続きますので防護柵内の放獣について麻酔処理など柵外への放獣について検討をお願いしたい。 また、ハンターの中にもカモシカの保護について多少安易に考える風潮が感じられます。これにはニホンジカの捕獲が積極的に推進され、それと同等に思ってしまう傾向があるかも知れませんが、長年駆除が行われてきたことも原因かもしれません。多少被害があってもカモシカの重要性は変わらないと考えていますので改めて保護への啓発活	生息状況調査においても県内のカモシカの生息数は減少傾向となっておりますので、生息状況についてはモニタリング調査を通じて引き続き注視してまいります。 県では昨年度から大型獣の錯誤捕獲時の放獣経費の市町村への財政的な支援の対象にカモシカも加えておりますので、積極的に活用し、麻酔による放獣作業を進める様市町村に周知してまいります。 カモシカは国の特別天然記念物に指定されておりますので、引き続き適正な保護管理の普及啓発について取り組んでまいります。

		動も必要ではないかと考えています。	
3	P.51 ア モニタリングの実施	ニホンジカ、イノシシなども含め野生鳥獣の生息数は把握が難しいことは承知していますが、調査の結果を広く情報公開して頂きたい。 野生鳥獣と人間は被害防止のため一方的に駆除するだけでなく共生していくことが大切だと思っています。そのためには生息数の動向調査が欠かせませんし、その精度の向上も大切です。またその情報を広く共有していく必要があります。県のホームページで広報する、または猟友会、森林組合等の組織を通して広く広報をお願いしたい。	県では特定計画の策定に合わせ、野生鳥獣の生息状況調査を行っており、調査結果を反映させ、特定計画を作成しています。また、詳細な調査結果につきましては情報提供させていただきますのでご相談ください。
4	P.55 オ 市町村の役割	P.55 オ 市町村の役割 なお、年次計画の実行にあたっては、被害状況、捕獲の効果等の必要な調査を行うとともに、県が行う特定計画の策定、見直しのための調査に対して協力する。⇒この調査の仕方も分からないと判断される。「地元猟友会とも連携し必要な調査」という表現にして、市町村を指導願いたい。	年次計画作成の際は、県現地機関に設置されている野生鳥獣被害対策チームが専門的な被害防除のための助言・支援及び情報提供等を行うこととしています。 また年次計画の実行にあたっては必要に応じて専門的な助言あるいは実施指導を得られる体制としておりますので、積極的に活用する様、市町村に周知します。